

2. 利用目的に応じて効率的に移動支援事業を実施した取組み（神奈川県川崎市）

■移動支援事業の概要

川崎市における移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としている。

また、移動支援事業を柔軟かつ効率的に運用する観点から、介護給付における利用条件等の緩和を図りつつ、報酬単価と利用者負担についても趣旨に沿ったものに改めることとする。

利用対象者は、重度の視覚障害児者、車イス常用身体障害者、知的障害児者、精神障害者であって、障害程度区分1以上の者を対象とし、障害児は、障害程度区分は問わないこととした。

対象となる外出は、①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物（本人同伴）、冠婚葬祭、通院等）と②余暇活動等社会参加のための外出（外食、レジャー・レクリエーション、映画鑑賞・観劇等）である。

■移動支援事業の再編に当たって

移動支援事業の再編に当たっては、利用者の障害像に応じて利用要件やサービス提供者の資格要件を緩和し、外出目的に応じた利用区分や独自の負担割合を設定した。

具体的には、重度者の移動支援は、重度訪問介護・行動援護（介護給付）の利用を想定し、有資格者によってサービスの質を担保するとともに、厳格な利用要件を設けて利用者の安全の確保を企図した。

一方、中・軽度者の移動支援は、民間事業者とともにNPOやボランティアの育成と活用を図る市民協働の事業と位置づけ、①支給（利

用）上限は設けない、②1日間の市独自研修受講者によるサービス提供が可能、③介護を実施したときは、実績に応じて加算という方針のもとに、利用目的に応じた2類型を設けた。

すなわち、社会生活上必要な外出については「移動支援」、余暇活動等社会参加のための外出については「ふれあいガイド」で対応することとしている。

■利用ニーズに応じたサービスの新設

移動支援の基本的な事業に加え、以前からニーズの大きかった通所・通学支援、見守り支援について、サービスを新設した。

通所・通学支援は、地域生活支援事業の創設により本格的にサービス化し、移動支援事業の枠組みを活用して、応諾義務を貸さない形での柔軟な運用に配慮した。また、利用者負担は、保護者の疾病により送迎できない場合は10%、就労等により送迎できない場合は50%としている。

また、見守り支援は、ふれあいガイドと同様の枠組みを活用し、学校や通所施設等の終了後、保護者等の帰宅までの隙間サービスとして位置づけるとともに、対象者として非該当となった精神障害者等も視野に入れ、障害程度区分は問わないこととした。

図表 1 「移動支援」と「ふれあいガイド」の内容

	移動支援	ふれあいガイド
外出目的	社会生活上必要な外出	余暇活動等社会参加のための外出
応諾義務	あり（個別支援のみ）	なし
報酬単価	個別給付（家事援助）の単価は保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体報酬：150 単位／時間 →4 時間超まで設定 ・ 介護加算：100 単位／時間 →2 時間まで 	ボランティア報酬相当額の単価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体報酬：100 単位／時間 →7 時間超まで設定 ・ 介護加算：70 単位／時間 →2 時間まで ・ 時間帯加算：50～125 単位／時間 →重度訪問介護の移動加算の 1/2
利用者負担	3%（50～80 円程度）	8%（130～190 円程度）